

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	遺族補償一時金(差額)の支給申請
概要	遺族補償費を受けていた者が、死亡する等により遺族補償費を支給されないこととなった場合において、他に遺族補償費を受けることができる遺族がなく、かつ、被認定者の死亡により支給された遺族補償費の額の合計額が遺族補償一時金の額に満たないときは、その他の遺族に対し、請求に基づき一時金として支給します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第35条第3項 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第30条 公害健康被害の補償等の施行について(昭和49年9月28日環保企第108号) 公害健康被害の補償等の施行について(昭和49年9月28日環保企第109号) 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環保企第587号)
審査基準	遺族補償費を受けていた者が、遺族補償費を支給されないこととなった場合において、他に遺族補償費を受けることができる遺族がなく、かつ、被認定者の死亡により支給された遺族補償費の額の合計がその死亡した者について、法第36条第1項の規定により算定した額に満たないときは、法第35条第1項各号に掲げる者の請求に基づき、遺族補償一時金を支給します。
標準処理期間	6か月
経由日数	2日
提出先	被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。①遺族補償一時金請求書(差額一時金用)(様式第17号) ②口座振込依頼書(様式第53号) ③請求者と死亡した被認定者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本 ④先順位者・請求者以外の同順位者の存在、不存在(死亡を含む)を証明できる戸籍の謄本又は抄本
手数料	なし
相談窓口	被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html</a>
備考	上記提出方法については、一般的なケースを記載したものであり、請求者の状況や証明内容によっては、追加で書類をご提出いただいたり、提出書類が異なる場合があります。提出に際しては、上記に記載の相談窓口にご相談いただきますようお願いいたします。  なお、遺族補償費を受けていた者が死亡した時から2年を経過したときは、請求することができません。